

財務局細則

規約（第18条、第34条）により経理事務に関する財務局細則を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この細則は、予算の適正確実な実行と、事務処理の合理化、迅速化を促進し、事務の能率化、財務の健全化及びその改善に資することを目的とする。

（会計年度）

第2条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（経理事務の責任）

第3条 経理事務は財務局長が担当し、理事長が統括する。

（会計処理の原則）

第4条 連盟の会計は、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- ① 会計簿は正しく記帳すること。
- ② 計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（帳票及び会計資料）

第5条 金銭の処理に関する帳簿は次のとおりとする。

- ① 金銭出納帳
- ② 預金出納帳
- ③ 経費別明細帳
- ④ 財産目録
- ⑤ その他会計に関する諸帳簿

（記帳及び報告）

第6条 経理事務は、すべての取引について前条の帳票に記帳しなければならない。

2 財務局長は行事ごとに現金残高ならびに預金通帳残高を理事長に報告する。

（会計証ひょう類の保存）

第7条 会計証ひょう類は丁寧に取り扱い、5年以上保存しなければならない。

（通帳管理）

第8条 収納現金は金融機関に預金し、当該通帳は財務局長が保管する。その通帳に使用する印鑑はあらかじめ理事長の承認を得た印でなければならない。

（決算）

第9条 財務局長は、決算報告書原案を会計年度終了後速やかに作成し、理事長は、監事による会計監査を受けたのち総会の承認を得なければならない。

（予算）

第10条 予算書は理事長が原案を作成し、理事会が総会に付議し、総会の議決を経なければならない。

（出納事務）

第11条 支払いの執行は次の手続きによるものとする。

- ① 担当者が起票（会計伝票）し、関係者の合議および支払い承認者の決済を経て執行する。

② 財務局は執行後速やかに記帳して、証ひょう類を整理し保管する。

2 支払承認区分を次のとおり定める。

支払額	承認者	備考
1件につき5万円以下のもの	財務局長	
1件につき30万円以下のもの	財務局長	執行後速やかに理事長に報告
1件につき30万円を超えるもの	理事長	

3 支払承認者が不在で緊急を要する場合は、次位承認者の代理決済を認めるが、執行後速やかに正規の支払承認者の決済を受けるものとする。

4 支払先から受領すべき領収書は所定のものでなくてはならない。ただし、領収書を徴することが不可能な場合や不適當な場合、あるいは理事長がやむを得ないと認めた場合は、当該担当者による領収書または理由書をもってこれに代えることができる。

(役員業務手当規定)

第12条 役員業務手当は支給しない。

2 事業の運営・会議・出張の場合の日当は、全日当4,000円、半日当2,000円とする。

(会議費規定)

第13条 この連盟の招集する会議の経費については別に定めのある場合を除きこの規定の定めるところによる。

2 会議に出席するための日当は、前条第2項の規定により支給する。ただし、常任理事会、理事会においては理事長、事務局長、財務局長には会議準備費として各2,000円を、各事業部長には会議準備費として各1,000円を支給する。

3 会議に出席するための交通費は第14条の旅費規定により支給する。

4 会議に伴う駐車料金は最も経済的な方法で駐車した場合の金額を支給する。

5 総会への出席者に駐車料金として一団体につき500円支給する。ただし、総会前の理事会に出席した者には支給しない。

6 会議が食事時間(12時・18時)にかかる場合は食事を提供することができる。(昼食1,500円、夕食2,000円を超えない)

7 特別な記念行事・レセプションなどの食費はその都度理事長が定める。

8 会議費の項目は上記のほか次の経費を計上することができる。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 会場使用料 | ② 会議付帯設備使用料 |
| ③ 会議資料作成費 | ④ 資料等の印刷費 |
| ⑤ 講師への謝礼 | ⑥ 会議招集の連絡費 |
| ⑦ 資料の運搬費 | ⑧ 会議運営、打合せなどに関する諸経費 |

(旅費規定)

第14条 本連盟の運営上必要な旅行に要する費用については別に定めのある場合を除きこの規定の定めるところによる。

2 前項の旅行とは次に掲げるものとする。

① 本連盟の会議への出席のための役員、および理事長が必要と認めた者の旅行

② 本連盟の事業運営のための実行委員の旅行

③ 全日本吹奏楽連盟総会への出席のための旅行

④ その他理事長が必要と認めた旅行

- 3 ただし総会に出席する会員の旅費は除く。
- 4 全日本吹奏楽連盟、四国吹奏楽連盟の招集による旅行は、それぞれ招集するものが支給することが本分であるが、これ以外に必要と認められたときは理事長が理事会の承認を得てその差額を支給することができる。
- 5 本条第2項の旅行はすべて理事長の旅行命令、または旅行依頼によるものとする。
- 6 旅費は最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。
- 7 JR運賃を標準とし、航空機などを用いる場合には理事長の承認を必要とする。
- 8 交通費の計算は次の表の定めるところによる。

普通乗車券	実費
特急券（指定席）・寝台券	実費
グリーン車・航空券	理事長の承認を得た金額
タクシー・バスの利用	実費
乗用車	本条第9項による

- 9 乗用車による交通費の計算は次の表の定めるところにより算出した移動距離にキロ単価を乗じて計算する。

	移動経路	算出方法
勤務日	勤務地発着	出発地と目的地の往復
	勤務地発、自宅着	勤務地～目的地 + 目的地～自宅 - 自宅～勤務地
	自宅発着	自宅～目的地の往復 - 自宅～勤務地の往復
非勤務日		自宅と目的地の往復

- ① キロ単価は29円とする。
- ② 100円未満の端数は切り上げとする。
- ③ 総額が500円に満たない場合は500円とする。
- ④ 会議の場所が学校の場合、該当校の者には会議準備費として500円を支給する。
- 10 勤務先より交通費等の経費が支給される場合、その費用は本連盟からは支給しない。
- 11 実家を離れて勤務している者が、本連盟の会議または事業のために居住地より移動した場合は居住地を自宅として計算する。
- 12 前項以外の目的で実家に帰省し、本連盟の交通費支給対象となる場合は、実家を自宅として計算する。
- 13 宿泊を伴う場合には、目的地と宿泊地との計算とする。
- 14 本連盟の会議および事業のための移動で、宿泊することが合理的かつその必要があると理事長が認めた場合には、宿泊費として一泊8,500円を上限として実費を支給する。ただし、理事長が認めた場合には、上限を超えて支給することができる。
また、実家を離れて勤務している者が実家で宿泊する場合は、宿泊費を支給しない。
- 15 旅行中の日当（出張日当）は本条第12第2項の規定に準じて支給する。

（通信費規定）

- 第15条 この連盟の運営上必要な通信費（年額）については次の表の定めるところによる。

役 職	金 額	項 目
理 事 長	15,000円	事務局：事務費：通信費
副 理 事 長	10,000円	〃
事 務 局 長	15,000円	〃
事務局次長	5,000円	〃
財 務 局 長	10,000円	〃
財務局次長	3,000円	〃
事 業 部 長	10,000円	吹コン、アンコン、マーコン、吹奏楽祭の通信費
事業部次長	3,000円	〃

(慶弔費・見舞金規定)

第16条 慶事・弔事に対しては別に定める場合を除き、この規定の定めるところによる。

2 弔事の香典は次の表の定めるところによる。

対 象	本人（香典）	(供花)
名誉会員・顧問・相談役・理事長・副理事長・理事	20,000円	贈る

親族についても弔意を表すことができるが、理事長が別に定める

3 その他、この連盟に功績のあったものの慶弔については理事長が別に定める。

4 名誉会員・顧問・相談役・役員が病気等で入院したときの見舞金は理事長が別に定める。

5 この連盟が主催する事業・会議および連盟の用務で出張中に事故などがあつた場合の見舞金は理事長が定める。

(諸費支払規定)

第17条 上記以外の諸費支払は次の基準による。

① 補助員の日当は2,000円とする。

② 講習会講師・コンクール審査員などの謝金は次の表の定めるところによる。

吹奏楽講習会講師	1日・・・50,000円以内
審 査 員	1日・・・40,000円以内
	半日・・・30,000円以内
吹奏楽祭・マーチング講習会	1日・・・30,000円以内
楽器別講習会	半日・・・10,000円以内

上記謝金に旅費を含まない。旅費については旅費規定に準ずるが、実態に応じて算出し理事長の承認を得ることとする。

(変 更)

第18条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

1 この細則は、平成19年 1月 1日より施行する。

2 この細則は、平成26年 4月12日に一部改正する。

3 この細則は、平成29年 4月 1日に一部改正する。

4 この細則は、平成29年12月 9日に一部改正する。

5 この細則は、令和 5年 4月15日に一部改正する。

6 この細則は、令和 7年 4月 5日に一部改正する。